

兵庫・大阪連携会議設置要綱

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの日常が大きく変化するとともに、日本経済は深刻なダメージを受けている。現在、感染防止対策と社会経済活動の両立に向けた取組みが進められているが、コロナ以前の水準へ早期に回復させ、更なる成長軌道へ乗せていくためには、日本経済をけん引する成長エンジンが必要である。

兵庫県・大阪府は、ベイエリアを中心に一体的な生活圏、経済圏を形成するとともに、成長を支えるインフラの充実や、世界トップレベルの試験研究機関が多数存在するなど、東京と並ぶポテンシャルを有する一大都市圏である。

2025年大阪・関西万博はポストコロナの新たな未来を切り拓くシンボル。万博の成功はもとより、万博を契機とした新産業やイノベーションの創出、さらには、住民生活の質の向上など、万博後の持続的な成長につなげていかなければならない。

万博をインパクトとして、兵庫県・大阪府がそれぞれの強みを活かし、切磋琢磨し協調しながら連携を深めることで、コロナという未曾有の危機を乗り越え、関西、ひいては、日本の成長をリードしていく。

以上のような認識の下、次のとおり両府県の会議を設置する。

(設置)

第1条 2025年の大阪・関西万博を見据え、産業政策等を中心に兵庫県と大阪府の連携を深め、両府県や関西をはじめ、日本の成長・発展をけん引していくため、「兵庫・大阪連携会議」（以下、「連携会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連携会議は次に掲げる事項を協議する。

- 一 兵庫県及び大阪府の発展に向け、協調して取り組む必要のある施策
- 二 前号に掲げるもののほか、兵庫県及び大阪府の事務のうち特段の懸案事項

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項に掲げる者のほか、兵庫県知事及び大阪府知事が必要と認めるときは構成員を加えることができる。

(会議)

第4条 連携会議は、原則として、上半期と下半期に各1回開催する。ただし、必要がある場合には、臨時にこれを開催することがある。

(事務局)

第5条 連携会議の事務局は、兵庫県企画県民部及び大阪府政策企画部に置く。

2 連携会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、兵庫県と大阪府が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月26日から施行する。

別表（第3条関係）

兵庫県	大阪府
知事、副知事、新県政推進室長兼 企画県民部長	知事、副知事、政策企画部長